

第11日目(12月18日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は24名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、黒滝松男君、葬儀のため欠席、林 茂男君、病気治療のため欠席、天地人推進事務局長、公務出張のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、報告第12号 地域医療対策調査特別委員の選任についてを行います。地域医療対策調査特別委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付をしました名簿のとおり指名をいたします。

ここで地域医療対策調査特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩といたします。休憩後の再開は9時45分といたします。

(午前9時31分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時45分)

議長 日程第2、報告第13号 地域医療対策調査特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 それでは報告いたします。報告第13号 地域医療対策調査特別委員会の正副委員長の選任について、南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により地域医療対策調査特別委員会の正副委員長が選任されたので下記により報告する。平成21年12月18日提出、南魚沼市議会議長 若井達男。以下、敬称を略させていただきます。なお、お手元の報告書に議員各位、記入をお願いいたします。委員長、松原良道。副委員長、林 茂男。以上でございます。

議長 地域医療対策調査特別委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで委員長からあいさつをしていただきます。

松原地域医療対策調査特別委員長 おはようございます。今ほど地域医療対策調査特別委員長を拝命いたしました松原でございます。いよいよ基幹病院が平成27年に開設の運びとなりました。この基幹病院につきましては三魚沼17万人の市民の皆さんの長年の懸案事業であります。私どものこの地域においても基幹病院開設後の地域医療体系をどう構築できるのか、このことが市民にとっても最大の関心事であります。市民の皆さんが安全で安心でこの地域で暮らせるよう、議員各位におかれましてもこの委員会に対してそれぞれのご理解と特段のご協力をお願い申し上げまして、委員長あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

(拍手)

議長 日程第3、平成21年請願第7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願、及び日程第4、平成21年陳情第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情、以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長、関 常幸君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。傍聴者の皆さん、雪道の中、大変ご苦労さまです。総務文教委員会では平成21年12月8日に付託された事件について審査いたしました。その結果について報告いたします。平成21年陳情第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情であります。これにつきましては全会一致で採択すべきものと決めました。

続いて平成21年請願第7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」であります。これにつきましては賛成少数で不採択とすべきものと決めました。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成21年請願第7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を行います。

次に本請願に反対者の発言を許します。

関 昭夫君 おはようございます。所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

私はこの審査を行う前に請願者から直接お話を聞かせていただく機会がございました。お話の内容は非常に理解できるものだったというふうに考えております。ただ、残念なことは請願者がお話いただいた内容がこの請願の中に盛り込まれていないというふうに考えております。直接意見を聞かれない方には、この請願あるいは請願に付随する意見書が、請願者が求めているものを理解できる内容とは到底思いません。

ましてや国民の義務である納税というものに絡んだ意見書を求めておるわけでございます。56条だけが時代遅れではありません。他にもやはりこの時代にあった納税というものをきちんと考えていかなければいけない税法の見直しが必要だということは、十分理解できるものだと思います。特に56条は恣意的な課税逃れ、そういうものを防止するために作られた条文でございます。これをただ廃止するだけでは納税義務の公平性の確保は図れないものだというふうに思っております。議員各位にもしっかりお考えをいただきたいというふうに思い、反対の討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 本請願に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 最初の賛成のところでは発言をしませんでした。しかし、今の反対討論を

聞いて一言述べておきたいと思います。なぜならば、その文書をもって請願採択のお願いにまわられた方々、その説明はよくわかったと。そしてそれを認めてここで発表されて、そして賛成を示せない。私はその態度であってはならないというふうに思います。これは請願者の説明を聞いて納得をしたということを行ったからには、ここで胸を張って賛成をして、当然委員会での賛成を勝ち取るというぐらいのやはり心意気が欲しい。必要だと思えます。

市民からの請願でございます。請願、陳情については私は市議会から大いにあげていくという態度が必要ではないかというふうに思いましたので一言付け加えました。

そして56条が時代遅れという話であります。この白色、青色こうして色分けしている中で本来なら法人ということがその上にあるわけでありまして、白色の方々がほとんどでございます。それは56条で青色に誘導、法人に誘導というところがあるわけで、その辺がやはり理解できない部分だと思うのですが。毎日、毎日家族で必死になって働いている。そしてその中で白色が認められている。そして納税もちゃんとしている人がほとんどであります。

そうした中でその家族労働者の給与の上限が決められていること自体がおかしいという請願でございますので、私はちゃんと白色が認められているのならば、働きに応じた賃金を払って、そして所得税で貢献をしていただくというのが本来の税法であるというふうに考えておりますので、この請願の趣旨は賛成ということでございます。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願、本請願に対する委員長報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成21年請願第7号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成21年陳情第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情に対する討論を行います。まず本陳情に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に本陳情に賛成者の発言を求めます。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年陳情第4

号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成21年陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

議長 日程第5、平成21年請願第8号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願を議題といたします。産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 おはようございます。平成21年請願第8号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願、産業建設委員会での審査報告を公表させていただきます。賛成少数で不採択とすべきものと委員会では決まりました。以上です。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 不採択というようなことなのですから、その理由というかどうかという議論があったかというのをちょっとお聞かせ願いたい。

牧野産業建設委員長 まず賛成の方は1でした。そして反対意見の主なもの、大方の方は交渉のテーブルにすぐつかないというのは問題があるのではないかと、というふうな理由でした。そして賛成の方は逆に思い切ったこのような請願を出すことによって、また次の進展があるのではないかとという意見でした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成21年請願第8号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 賛成の立場で討論に参加いたします。今ほど委員長報告の中にありましたが、テーブルにつく、つかないという論があったそうであります。私は対アメリカの今までの交渉を見ていると、どうしても農業関係が輸出産業と取引きされたような形になっておりまして、非常に農家が切り捨てられてきたと。農業が切り捨てられてきたという形があるかと思えます。

そうした中で今自給率が40パーセントを下回るぐらいの状況であります。そしてまた今政権は50パーセント、60パーセントを目指すという段階を迎えております。アメリカあるいは欧州の話の聞きますと、やはりかなり保護をしていると。保護をしなければこの農業というものはなかなか発展できないというところがあり、また国土保全のためとかいろいろな施策をとってそうした農業をこう自給率を向上させているという実情だと思います。

今、日本の実情を考えればこのテーブルについてそして交渉をすれば、自動車産業あるい

は電気産業この景気が落ち込めば日本はどのような論で、またその関税撤廃に方向を転じてしまうということであります。この請願趣旨であるテーブルにつかないという立場を堅持しないと、農業、米だけは守るといような話もあるようでありますけれども、それは力関係では絶対に成り立つものではないというふうに私は考えております。以上で私は請願に賛成であります。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

関常幸君 本請願に反対の立場で討論に参加いたします。戦後私たちが今のこの豊かな暮らしができるのも、やはり世界の皆さんと一緒に貿易自由化も含めていろいろな中であるといようなことは、皆さんもご存知であると思います。確かに請願の文面の中、農業というだけの一面をとらえた場合、今のようなことは言われるわけでありますけれども、本当にそういうふうな生活ではない、経済状況ではないというふうなものが現実であるわけであります。やはり私はテーブルについて、しっかりと日本の立場を正々堂々と主張をしていく。そうして守るのはしっかりと守っていく。そういう姿勢がないわけだからどんどん、どんどん切り崩しになっていく、というふうなことであるわけでありますので、やはりテーブルに立って日本の農業を守っていく。そういうふうな観点から今の請願については反対をいたします。議員諸氏の賛同をお願いいたします。

議長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は本請願に賛成の立場で討論をいたします。立たないにしようかと思っただのでありますが、前者が反対討論に立ちましたので、あえて立たせていただきました。まずこの文面で、私はだれが、どなたが考えてもどなたが見ても、この意見書に反対をする理由はなからうというふうに思っています。

まず交渉についてということでありました。私はアメリカとの交渉につけばこれはテーブルについて果たして守れるかと。私はこれはこのように思っています。今、農協系統を始めほとんどの農業団体がこのEPA・FTAの交渉に反対を表明しているわけであります。ご承知のように工業製品では輸出に関しては有利だという趣もあられましょう。しかし、日本の食糧事情を考えた中でやはりいかにして食糧の自給率を上げるか。これは喫緊の課題であります。

そしてもしこれが締結されるようなことになれば、地域の農業は壊滅的な打撃を得ます。そして国民の一部の中には安価な食料を要求している皆さんも消費者も、これもあることは事実であります。しかし、もし農業が壊滅的な打撃を得たならば、私はそれに比して莫大な負担が国民に後ほどかかってくるとこのように思います。

例えば地域の経済の衰退、あるいは雇用等々大きな問題にかかわってくるわけでありますし、それにも増して農業が持つ多面的な機能に対する莫大なお金がかかってくると、このように思っているわけであります。

そして前者はその話し合いのテーブルに、という話をいたしました。農協系統の組織内国会議員といいましょうか、山田俊男参議院議員もいるわけでありますけれども、断固として

このF T A・E P Aの交渉には反対をしております。反対集会に出て激励をしているわけであり、先の参議院予算委員会の質疑の中にも認めるわけにはいかないというふうな発言をしているわけであり、

私は、前段反対討論をいたしました議員であります、まさに40年近く農協に身を置き、その中で営農畑をずっと歩いてきて幹部職員として地域の農業のリーダー的な存在であった方が、ましてやこのE P A・F T Aの交渉にやはり率先して反対していただきたいというふうに、私は思っていました。残念でなりません。かつてこの議会に大和地域から出ていた大物議員の中に、その請願を出す団体が気に入らないから反対するのだという議員がいました。私はまあいかがかと思ったのですけれども、よもやその議員の影響を受けているのではないかと危くするわけであり、ぜひそういうことのないようにしていただきたい。一言申し上げまして私は当意見書に賛成をするわけであり、よろしく議員各位からのご賛同をお願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

阿部久夫君 この請願第8号に反対する立場から討論させていただきます。私は前者の賛成の討論を聞いていて、やはりこれまた反対しなければならないという気持ちになりました。確かに私もこのE P A・F T Aについては、今の輸入を受け入れるということになりますと、以前から申し上げましたように日本の農業は壊滅的になると。そのことはもう全くだれでもわかっていることであります。

そうした中でやはり今、閣議員が言われましたように今までいろいろな国との交渉をしている中で、そういった日本の農業を守って、また、日本の経済を守ってきているわけであり、ただ単にこの交渉なしで日本の農業を守るということは、まあいささか無理があると。これは私たち自分の立場になっても同じだと思います。何の交渉もしないでただ一方的にこれはだめだということではなく、ある程度やはりきちっとした対応をして、そうして自分の思ったことをうちあけて、そうしてきちんと日本の農業を守っていただくと。日本の農業ばかりではなく日本の経済全体を守っていただく。そのことが一番大切だと、そのように私は思っています。これはただ単に交渉はしない、余りにも少し無謀過ぎると。そういう思いで反対討論とさせていただきます。

議長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は本請願に対しまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。皆さん方はW T Oの交渉というのをご存知かと思えます。ずっとやってきました。しかし、なぜまとまらないのか。なぜW T Oがまとまらないのか。それは一番は農業部門なのです。今、日本の米には770パーセントもの関税がかけられています。ヨーロッパはその関税を100パーセントにしると言います。そしてアメリカは75パーセントにしると言っているのです。そのことが折り合いがつかなくてずっと今の状況が続いているわけです。

今後このそういう中でE P AそしてF T Aという2国間の中でその話が出てきたわけですが、必ずこのことが私は議論になるはずなのです。そしてこれは価格ということだけ

ではなくて、今、日本の農業のその一番の基本である食料農村農業基本計画は、ただ単に、農業というものを食糧を増産するというだけでなく、本当に農業の持っている多面的機能、そして農村の持っているその機能というものを十分に理解をし、そしてこれからも維持発展をしていかなければならないという、その思いで制定をされたその法律であります。

そうしたことを考えたときにアメリカとテーブルにつけば、必ず関税は下げなければならない。そして今の民主党が言っている個別所得補償もそのことを前提にしたというような話が出てきたわけであります。そうした意味から私はこの農業の、本当にまた農村の持つ意味を考えたときに、このアメリカとのF T Aの交渉につくべきではないというふうに思っています。そういう意味でこの請願について、私は賛成の立場で討論に参加をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に本請願に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第8号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成21年請願第8号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第6、平成21年請願第6号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。社会厚生委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。請願第6号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願、これが当委員会に付託されました。審査の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 不採択だそうですけれども、非常に皆さんからの要望では一日も早くなくしてほしいという声が強いのですが、委員会ではどういう経緯で不採択になったかお聞かせください。質疑で。

今井社会厚生委員長 どういう経過といたしても、審議した結果であります。

岩野 松君 質疑はどんなものがありましたか。

今井社会厚生委員長　一番多くあった質疑は、今の、現政権がこの後期高齢医療制度は廃止すると公約で謳っております。そういう状況にありながらなぜこういう意見書が今出されるのかと、請願が出されるのかと、こういうような質疑が一番多かったというふうに私は思いました。以上です。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　平成21年請願第6号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願、これに対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第6号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数。よって平成21年請願第6号は不採択とすることに決定しました。

議　　長　　日程第7、第119号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育次長　それでは第119号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について説明をいたします。議案は美術刀剣類製作承認に関する手数料を追加するものでありますが、急きょこの追加議案として提出されました経緯について若干説明をさせていただきます。

刀剣類の製作承認事項につきましては、平成20年度まで県の審査事務でありまして、平成21年度から県から市町村へ事務権限委譲ということになったものであります。平成21年2月に県から引き継ぎがありました。本来であればここで手数料の徴収に気付き、3月議会で手数料条例の一部改正を提出すべきでありましたが、これに気付かずに提出しなかったということでありまして、事務的なミスでありまことに深く反省しているところであります。

その後、申請がなかったためにずっときたわけでありましたが、11月20日に申請が1件ありまして、初めてこの登録手数料について条例を追加しなかったということに気が付いたという次第であります。

その後、一昨日であります12月16日にもう1件ありまして、今までに2件この申請があったというわけでありましたが、これについても条例になかったために手数料についてはいただかなかった、いただけなかったということであり、まことに申し訳なく思っております。今後気をつけたいというふうに思っております。



それでは議案について説明をいたします。めくっていただきまして3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。手数料徴収条例の別表の中におきまして変更であります、現行が1項から43項の諸証明までであるわけですけれども、この43項の前に左側の方に改正案43項といたしまして、美術刀剣類製作承認という項を追加するものであります。

手数料を徴収する事項及び区分であります、銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術刀剣類製作承認の審査に基づくものであります。手数料の金額については1件につき800円ということであり、これは県の方も800円ということでありましたし、また、手数料の標準に関する政令におきましても800円ということで、800円というふうな形をお願いする内容であります。

戻りまして、1ページ目に戻っていただきます。附則であります、この条例は公布の日から施行するというふうな内容であります。よろしくご審査の上ご決定をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 まことにこれにどうこうあるわけではないけれども、この文書の中に美術刀剣類製作承認申請の審査とありますが、美術というのは刀剣が美術的にすばらしいという意味なのか、それとも刀剣なのか、それが美術品も入るのか。そのところをちょっとお聞かせください。

社会教育課長 これは国の法律で決まっております銃砲刀剣類所持等取締法というのがございまして、ここで都道府県の教育委員会の承認を得なければならないということになっているのですが、お尋ねの件でございますけれども、刀剣類というのは承認を受けて製作をして、そして美術的な価値のあるものについて登録書を出して飾るということもございまして、そういう意味でございます。以上です。

牧野 晶君 今後気をつけますということはわかりましたし、経緯についてはわかったわけです。けれども、再発防止についてどういうふうにしていくのかは、ちょっと説明がなかったのをお聞きをしたいのですが。過去のことをちょっと言わせていただきますと、過去、全国的にプールのふたの問題があったわけです。その点でまた1回あったわけですね、お達しが見落とされていた。そして2年前だかにも県の定時制のグラウンドを買うときに、例えば照明の方はどういうふうになっているのだというふうな話をしたときも、ちょっと答えられなかったというふうな。

ちょっとそちらの方、教育の方になると、こう上との連携がうまくないというふうにも感じられるのですが、その点どういうふうな今後をとっていかれるのか。その点お聞かせいただければお願いしたいのですが、よろしくお願ひします。

社会教育課長 今回は実は私の方でも担当者及び前任係長にいろいろ経過も聞いてきたところですが、権限委譲については交付金が増えるというようなことで進めてきたところですが、申請書それから手続フローチャート図一式を引き継ぎを受けて、そして受領したということです。

県の担当者からは毎年もう今になりますと1件ずつぐらいしか権限委譲のが市町村の方へ

移る例がございませんでしたので、詳しい説明が全くなかったということで、担当者も何も気付かずにきたということです。本当にこの件につきましては申請があるまで、手数料ということが全く頭になかったわけでございますので、言い訳も全くございませんが、お詫び申し上げます。

なお、今後の対応策でございますけれども、こういったやはり制度の改正とか、それから権限が移る場合、これからも考えられるわけですので十分に注意したいと思っております。よろしく申し上げます。

牧野 晶君 社会教育課の考えはわかったわけですが、それだと今の答えだと社会教育課しか今後のそのやっていないようにもとられるわけですが、やはりここは副市长なりそちらの方でもちゃんとやられているのかどうか。こういう事例があるわけですから、全体的なことも考えて権限委譲 例えば他のところだって権限委譲が来るときだってあるわけですね。

そのこのところですっきりとなっているのかどうかというのを、ミス防止というのをどういうふうにされているのか。この件を踏まえて話し合ったのかないのか。全体的に話はあるけれどここだけがミスしましたという話なのか。そのこのところはちょっと再発防止、聞いてみたいと思うのですがよろしく申し上げます。

副市長 私の方へご質問でございますのでお答えさせていただきます。今回の経過につきましては、実際は社会教育課の方のものでございましたが、この今回提出しますこの条例につきましては総務部の方もかわりまして、条例内容も審査もさせていただいて提案をさせていただいたという状況でございます。

今、市の方では条例を出すときに条例審査委員会ですか、そうしたものが設置をされておりますのでそこにかけてやるわけでございます。ただ、そこへ上がってくるまでの経過の中で、全体的なものが見渡せない部分があるかと思っておりますけれども、今後はそうした検討会といいますかも通じたり、あるいはまた庁議も毎月1回やっているわけでございます。そうした機会をとらえて全職員にそうしたミスのおこらないような形で、指示、通達を出していきたい。そういうことで今後のミスを何とか再発しないような方向で努めていきたい。こう思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

関 昭夫君 1点お伺いしたいのですが、この条例初日の8日には間に合わなかったのでしょうか。申請があって20日の日に気付いているわけですね。それがなぜ8日の日には、庁内の事務上、時間がかかったという部分かもしれませんが、8日の日になぜ間に合わなかったのか。あるいはそうだとすれば8日の日に触れられていい話なのかなという気がしますが、その辺はどうなのでしょう。

それから先ほどの社会教育課長の話で、県から書類を受け取った。全然気付かないでそのまま。要はもらったものをそのまま横に置いてしまったというふうに私は聞こえたのですが、内容をきちんと見ていれば当然、こういう条項がある、あるいは県の今までの条例がどうだ

ったという部分を見れば当然あるわけですので、気付かないこと自体が非常に問題だと。要は書類をもらったのを見もしないで置いたというふうに私は聞こえたのですが、そこも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

副市長　　まずお尋ねの前段の件でございます。この間違いに気付いたのは確かにそういうことなのですが、一応その時点では3月議会に提案をさせていただこうかと思うていたところであります。それが先ほども担当課の方からお話ございましたように、年に何件もないそういう事務なのですが、たまたま1件あって気付いたと。その後また続けてもう1件出たというようなことで、こうして出てくるようであればやはり急いだ方がいいというようなことで、今回この会期中に追加提案をお願いしたところであります。それから引き継いだ部分の方については、では社会教育課の方で。

教育次長　　今ほどの関議員のご質問であります。引き継ぎが県からあったかなかったかそれは別にいたしまして、そういった登録手数料につきまして書類等を見れば登録手数料が必要だというふうなことがわかったわけですけれども。その点いろいろ事情があったかもしれないませんが、それはやはり私どもの事務上のミスであり、まことに申し訳なかったと、そういうふうに感じております。今後気をつけたいと思います。

関昭夫君　　2回目が出てきて慌てたと。1回目のときはまだまだ当分3月で間に合うわという感覚でいたと。要は8日の日には出すつもりがなかったということですよ。手数料をもらわなくてはいけないものを放置していて、またもう1件、またもらえないでしまったと。非常に怠慢な話だろうというふうに思っています。

もう終わってしまったことをとやかく言うわけではありませんけれども、非常に不満のある話だなと。市民にとっても非常に憤慨するような話だったのではないかというふうに思いますので、今後そのようなことがないようにやはり注意をしていただきたいと思っております。

副市長　　大変お言葉を重く受け止めております。先ほども申し上げましたが本当に県の方からも引き継ぐときに、もうほとんど年間を通して申請がないというような話もありましたし、ご案内のように2件ともあったというのは同一の、同じ方。この辺はそういう刀剣を作られる方というのは数人しかいないわけでありまして、そういう人はもう県に登録しているわけですので。そのそういうわけで、ここと県内に一人か二人ぐらいしかいないということでございました。

そういうことで1回あれば刀を作るまで期間もかなりあるわけですので、そうすれば3月でも十分間に合うのではないかなという、当初の私どものそういう判断もちょっと間違った判断でございました。続けてまた申請があったということで急きょそういうふうな形で。状況としては本当に年に1回あるかないかぐらいの申請であったというふうに県の方からも聞いておりますし、そういう状況でございました。よろしく申し上げます。

議長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第119号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第119号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。開会は11時ちょうどといたします。

(午前10時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 日程第8、発議第20号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

岡村雅夫君 先ほど委員長報告のところでは採決もされておるわけでありましたが、私は最初いただいた意見書の中に、文章で委員会等でもなかなか指摘された部分がございます、最後の請願の趣旨には反しないという形で、一つ字句の訂正をして今回出させていただいております。

その内容と申しますのが、混乱を招くという議論があったわけです。廃止をする、あるいは老人保健に戻すと。2年前の段階に戻すということで反対をされた経過がございます。今の政権が先送りという形ですが、この制度は廃止をしていくと。新たな医療制度を設けるといって前向きに検討されているところでございます。

ところが今、制度が始まって2年たちますと、この医療制度は2年に一度保険料の改定がございます。この3月が改定の時期でありまして、医療費等が高騰しますと必然的に上がっていくという。そしてちょっと内容を精査してみますと、各医療保険、そこからかなりの支援金という形で供出されることになっている制度であります。このまま放置をしていきますと、国、県、市町村が出す部分はもう1割負担を除いた5割を、ということになっておりますので、非常に医療費がどんどんかかっていく中で、必然的に保険会計が大変になっていくという、こういう制度でございます。

私は即刻これを廃止し、本来ならではいくところがないからということになると、国保によるからと。国保だと国保は大変だったということで老人保健ができたという経過がありますので。そういったことで暗に医療保険は老人保健に戻すということになるわけでありましてけれども、その言葉はここでは除いてあります。請願を上げたからといってすぐ廃止になる

わけではありませんので、本当にいい制度ができるとするならばそれに越したことはないわけです。

部分的な改良、改善では、この制度自体が非常に大変な内容を持っておりますので、矛盾を生んでいく制度だということであります。それが端的に申しますと75歳という区切りを与えたことによって、医療の内容を包括的に75歳以上を制限することができると。現にそういう法律内容になっておりますので、高齢者からは非常に多くの批判を浴びた部分であります。

そして保険料の徴収に関しては、本来家族がいますと扶養家族になれて保険料も要らない方、そういう方がいたわけでありますが、それもきちんと皆さんと平準化したといいますが、同様に負担をしていただきたいということで、保険料を本来納めなくていい人が納めなければならなくなった法律であります。

そしてまた、徴収の方法が年金から天引きということで、非常に年金の額が下がったというふうに皆さん取られている方がおります。そして更に介護保険も取られているという。非常に本来の年金が豊かな年金であればいいのですが、ぎりぎりの年金生活者などは特に打撃が大きいということになってきております。そして2年ごとに改定ということでありますので。

そして徴収体系からいきますと、18万円以下でしたかの人に関しては特別徴収をします。要するに年金から天引きしたら最後の情けと申しますか。天引きをすると食べる分がないだろうから徴収に伺いますと。納付してくださいとこういふことだそうですが。非常に医療保険を払えなくなる人が出てくると。払えないと今度は保険証を発給しないという、こういった条項がもられておりますので、非常に医療に差別があって、そして保険証取り上げでかかれなくなるという。本当に本来目的としている安心して老後を迎えて、そして医療にかかれてという部分がもう抹殺されていくという部分を持った制度であります。特に低所得者が大変になるこういった制度でございます。

そういうことで、ぜひ、皆さん方から、先ほどは少数で否決されましたけれども、そういった事情をよく研さんされて、ぜひとも意見書を上げさせていただきたい、というのが提案の理由でございます。よろしく願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

(「よろしく願いします」の声あり)

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「反対討論」の声あり)

まず原案に反対者の発言を許します。

中沢一博君 発議第20号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書につきまして、反対の立場で討論させていただきます。連立を組む民主、社民、国民新党の3党は、75歳以上が対象のこの長寿医療制度、後期高齢者医療制度を廃止するというふうに言っておりますけれども。しかし、前身の老人保健制度に戻すのか。また新たな制度を創立するのか。この肝心の部分が全く触れていないのであります。そして私が提出者の説明を受けたときに、老人保健制度に戻すというふうに明言されております。私は不安が残るばかりであります。この制度が発足した、きめ細かな改善策が確かにいろいろございました。説明不足等で。しかし、きめ細かな改善がされてきているわけであります。

例えば先ほど来おっしゃっていましたが、低所得者に対する保険料を最大9割減。軽減しているわけであります。また、70歳から74歳の患者窓口負担を1割、これも継続しているわけであります。そして被扶養者の9割軽減もしております。そして保険料支払ですけれども、全部年金から天引きではございません。口座振替とまた年金からの選択制いろいろそういう部分に分けられているわけです。金額に合わせて。

そのように一つ一つ今、着実に皆さん方の、国民の皆さんの声を聞いて改善してきているわけであります。少子高齢化が進み75歳の医療が確かに増えてきますけれども、ではこの部分を廃止しただけで本当の根本改革になるのでしょうか。何にも示していない。ただ、廃止する、廃止する。例えば民主党さんだって12年前、この国には老保がだめで新しくしなければいけないということでしたわけであります。そして12年たって着々とやっここまて来たわけであります。

確かに共産党さんはずっと反対してきました。それも事実でございますけれども、では何のためのこの12年間であったのかということをお私に訴えたいのであります。しかも、2008年の4月の制度導入時には月掛約6,000円だった平均保険料は、本当に改善策が練られまして、結果2009年には月額5,160円と年間約1万円も軽減されております。更に国保の加入者だった1,100万人の75パーセントの方が、保険料が軽減されております。

そういうことを考えたときに果たして今の状況で、ただ廃止しただけでいいのでしょうか。私は自治体の 先般、市長からも発言がありました。市長会では反対しておりますと。それは代案も出さない状況で今のまま廃止するというのを反対しているというふうに伺っています。このままいったら大きな混乱が生じるだけであります。

例えばこの間、毎日新聞にありました。47都道府県のアンケート調査を取ったそうあります。その中で46人の人が回答をしております。後期高齢者医療制度の廃止に賛成した人は茨城県の橋本知事一人であったそうです。それが実態であります。私は、このまま対案も何も出さずにただ反対する、余りにも無責任すぎると、そういうふうに叫ばずにおられません。

そんなことしたら各自治体が今、何倍の差が出ていますか。2倍から5倍に上がるのであります。各市町村によって保険料がこんなに格差が出ていいのでしょうか。私はそういう部

分はきちんとやはり私たち議員がそういうところを見ていかなければいけない、そう思う次第であります。この部分を考えたときに私は対案も出さずに、こんな意見書を出されることを考えたときに、やはり皆さんの明快なるご判断を期待するものであります。

最後に言わせてください。このままであるならば、やっと、大きな船に例えるならば、大きな本当に大きな船に・・・だっているいろいろありました。でもスタートしました。老保に戻したならば沈没が見えている、そんな泥舟に本当に老人の方を乗せるのですか。かわいそうではありませんか。議員として判断を求めたいと思って、私は反対の立場で討論をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 ただいまこの意見書に対する反対の意見が出ましたので、一言申し述べて賛成の立場で、賛成になる方が多くなることを望みます。

人間が生活して生きていくのに何が一番大事かということを考えますと、やはり安心して住める、そして老後も楽々と暮らせるということも大きな願いではないでしょうか。憲法25条に保障されているように健康で安心して生活できるということを唱える、それを認めるならば、私は、制度そのものを云々というものもあります。そして、今の意見書の中にはもとの老人医療に戻せというのがなくなったから、全く無責任だということもありますけれども。実はある方が本当に悲痛な声で私に訴えたのは、年金が7万円弱の方で今まで介護保険料とそれから後期高齢者医療が年金から引かれていたのですけれども、今年の10月になったら落ちなくなったということで特別徴収に切り替えていただいたそうです。

本当に悲しくて自分ではちゃんと納めたい、そういう思いなのですけれども、始まったときの後期高齢者は半額でしたから、自分の年金からでも何とかやり繰りすれば納められるし、3万円以上の年金です、月は。そういう生活の中で自分でも介護もし、そして障害者ですから医者にもかかっています。そういう中で本当に詰めて、詰めて生活していたのですけれどもそういう状況になった。そういう人たちがこの後期高齢者医療制度が一番困っている大変な制度。そして今構わないでおけば2年後にはまた保険料が改定されるということになると、また払えなくなって、安心して暮らせる老後のはずなのに頭を抱えてそのことで本当にどうしていいかわからない。医者に行くのをやめなければならぬとか、そういう思いまでしている生活者が結構たくさんおられます。

そういう意味では、やはり国がこれに対して速やかにもっと金を出す。昔は福祉という計画の中ではもっと5割以上国が出していたのが、今は全体で、自治体全体で5割の負担というのが後期高齢者の制度であります。けれども、ヨーロッパ諸国はちゃんと生きられる保障をするためにはセーフティーネットがいろいろな所で、徐々にですけれども改善されてよくなっています。今回の民主党政権はその期待をもって皆さんから選ばれた部分も大きいと思います。そういう意味ではぜひ、1日も早くこれはなくなることを望んで、討論賛成の立場で発言いたしました。よろしく願いします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第20号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出については、反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第20号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について、本案は否決されました。

議長 日程第9、発議第21号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 発議第21号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。ご承知のように日本の所得税法、昭和22年に申告納税制度と。このときには世帯単位の課税でありました。その後昭和24年シャープ勧告によりまして個別申告制ということを考えろというわけで、世帯から個別申告ということになりますと、当時とすれば家父長であります親父の商売を奥さん子どもが手伝ってと、こういう場合について今とは大分事情が違っていた。扶養控除を使う場合には、扶養者所得を納税者に合算して所得税計算をします。これは時代に合っていたものでありましょう。

その後昭和25年に今の税制のほとんどが改正をされたわけですが、昭和26年に、そうは申しまして配偶者に対する所得という分での特例ということで、青色申告の特例が設けられたわけでありまして。昭和40年にこの特例も第56条として存続をさせるということで、今の法体系ができあがっておりますが、この当時も家族間において給与支払という慣行は余りなかった。また、家族間での悪意の所得分割が見られたのでありましょう。それを防がなければならない。また、事業と家計との分離が不明確である。対価の支払の事実確認というのは非常に難しいという、そういう時代であったのでありましょう。

しかし現在、女性の社会進出と経済的独立は一般化をしております。消費活動も家族の間で独立をしております。また、事業と家計の区分、対価の相当性これは判定が可能となっております。こういうことをかんがみれば、同じ労働に対する課税という面でみれば、日本国憲法は個人主義であり納税の義務は申告納税の権利と一体であります。そういうことを考えれば既に時代に合わなくなっている、そういう思いで請願が出されたわけでありまして。

私はこの部分を非常に研究させていただきましたが、平成20年度南魚沼市の確定申告、総数1万2,958件でありました。この内、青色申告は1,576件であります。残り1万1,382件が白色というわけでありまして。還付申告等もありますが、市内には圧倒的に中小零細業者が多いと。こういう実態を反映しているわけでありまして、白色だ、青色だといった色で区別する時代ではないと、そういう思いでの意見書を提出すべきであるという思いで



説明をさせていただきました。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を求めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 賛成の立場で討論に参加させていただきます。先ほどの委員長報告の中の討論がありますので、私はちょっと方向を変えてお話をしてみます。一つの例としてお話ししますが、家族でこういう申告をしておりますと、保育所の入所等でやはり 新聞記事でありますけれども 保育園に入れるときは所得証明書が取れない、民生委員の証明が必要だというような事例もあるそうです。また、交通事故にあった場合、専業主婦については非常に安くみられておりまして、補償費、保険の給付費が少ないと。要するに一般の生命保険ですが。そういったことがあるようであります。

それから国会での状況を、報道されておりますのでお話ししますが、こういった同じような内容での質問をするとやはり政府答弁では、研究してみなければならないとか、前向きに考えていくとかと。あるいは同様に考えているというようなことで、これから検討されていくという状況は生まれているようであります。

そうした中でまた請願、意見書、請願をされた方々の声を、皆さん方、大変多くの方々から聞いていただいたそうでもありますけれども、本当に時代遅れの、あるいはまた家族の中でもいろいろな問題が起きております。要するに同居しているとローンも組めない。要するに所得証明が出ませんので。奥さんだと86万円ですが、子どもさんは50万円であります。50万円の所得であると住宅ローンも組めない。それから車のローンも正式には組めないというふうな状況が生まれているようであります。

ですから、私が前回の討論で申し上げましたように、働きにあった所得をきちんと得て、そして扶養控除、何控除をした上で、また別建で所得税で貢献していただくと。こういった形がいいのではないかとそういうふうに思います。そういうことでひとつぜひ、皆さん方、実情をかんがみて賛成をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第21号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第21号は否決されました。

議長 日程第10、発議第22号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 発議第22号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、農林大臣、農林水産大臣に対し別紙意見書を提出します。

貿易の関税化をとるとということの中でのこれは大きな問題でありますけれども、先の請願の討論の中で、テーブルにつかない、アメリカとのFTA交渉は行わないこと、それが大きな問題だったように思いますけれども。今、飢餓人口が10億人を突破したと公表されております。そして貿易が自由化になれば、特に日本は農民に減反を押し付けながらミニマムアクセス米を輸入しております。このあいだ農協でもちょっとお話ししましたときに出了たのですけれども、MA米は本当に飢餓人口の人たちに直接渡せば、日本が買って渡せばいいのだけれども、アメリカとの協定でそれができない。それで保管料までこっちがいっぱい用意したり、持ったりしなければならぬという話が出ました。

確かに貿易の関税をなくすると自由かな、という思いがありますけれども、やはり私先ほども言いましたように生存権の問題を言えば、食糧自給率が その国で採れたものをそこで食べて、生産して食べられるということが一番安全で安心であります。ますますアメリカとのFTAが土俵に入れば、アメリカは農産物を売りたいのです。そして日本は工業製品を売りたいという思いなのでしょうけれども、内需を拡大することによってやはり私は経済の建て直しもしていくべきだという思いもあります。

そういう意味では国の食料は守る。そしてこれがもし、話し合いが開かれ、そしてこれが推進できるとすると、今の食料の米など12パーセントにまで下がるのではないかとされています。とてもではないけれども安心して食べられる、そういうものがますます少なくなる。輸入食品に対する国民の思いは去年でこりごりしたという経験もあるかもしれませんが、アメリカも違います。

そういう意味では私はやはり消費者の立場からも自給率を高める上でも、このFTAの推進に対してはアメリカの土俵に乗らないというか、やはり行わないことが当面 また何百年も先になれば別の話ですけれども、今はすべきでないということで皆さんの賛同を得たいと思います。よろしくお願いします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

関 常幸君 反対の立場で討論に参加いたします。前回のものでやるということではないわけですが、私個人に係わることは別として、私と一緒に農業をやってきた人のためと、JAのことも出ましたのでそれらも少し紹介をしながら、やはり私はテーブルにつくべきだというふうなことを再度皆さんに訴えたいと思います。

私は農協に40年と言いましたけれども、36年です。私が農協に入ったときは、まさに生産調整のスタートの年だったわけです。蒲原のど真ん中の農協でありました。私がそこで36年間常に農家の皆さんと思ったのは、まさに猫の目農政です。私たちは国の政策を頼ってはいけない、行政に頼ってはいけないと。農業の構築は自らしなくてはならない。そういう信念の中でやってきました。それが私も今の魚沼コシヒカリのブランドの一助になっていると思いますし、八色スイカ、八色しいたけそういうのが出てきたのだな、そういうふうにしております。

それからJAのことが出ましたが、先般、しおざわ、魚沼みなみの組合長さんが来られまして、全員一人一人に要請書を渡しました。私、それをもって早速JAの担当部長のところに行きました。そのときに当然請願書で出ておりましたこの反対のものについても、担当部長と協議をいたしました。農協のスタンスはどうかの、ということも含めてしました。はっきり申しまして、やはり今の経済状況、農業もその担当者はですよ、当然営農部長ですのでわかると思いますけれども、つかなくてはならないと。それはJAグループ全体のあれではないと思います。そうおっしゃっておられました。

この点について今、JAグループはどうかの、今時点、中央会に問い合わせたら余り、それで今、中央論戦になっていないというような話も聞きました。それから例の山田先生の面についても、私もしょっちゅうメールでもらってきております。そういうふうなことであるわけであって、今回のことにも私、議場で話をさせてもらってきております。

特に今の自由化貿易の問題については、確か平成元年にガット・ウルグアイランドから始まったのです。私もその年にアメリカに行ってきました。米の問題はアーカーソン州のリトルロックという州都、そこにアメリカの精米業者があるのです。そこへ行って話を聞いて、その後にワシントンDCに行ってきました。そのときリン農務長官の執務室のすぐ前で私たち話を聞いてきてそこで言われたのは、あのころ平成元年ごろの私どもの米価運動というのは、消費者と一緒にやっての運動ではなくて、むしろ旗を立てて「米価を上げよう、米価を上げよう」という運動でありまして、そのことを言ったのです。国民合意の中での米を一粒とも入れない、農家のエゴではないですかと。本当に米の問題について、国民が一緒になればそれは私たちも考えましょうというようなことなのです。

まさに今のテーブルにつかないというのは、これだけ日本が先進国の中でリーダーとしてやっている中で、そんなルールが許されると思いますか。例えばアジア、アフリカの貧しい国であればいざ知らず、まさにテーブルにつかない。それはもう今の世界の、日本のことを考えたときに、やはりテーブルについてしっかりと日本の主張を言う。そのときは当然、消費者の皆さんにも今の実態を言ってやらなければ、これは全然解決しませんよ。テーブルにつかないでは、ですね。そういうことから反対いたしますので、議員諸氏の賢明なる判断をお願いしたいと思います。

議長 次に原案に賛成者の発言を求めます。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第22号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第22号は否決されました。

議長 日程第11、発議第23号 改正貸金業法の早期完全実施等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

関 常幸君 発議第23号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

我が国は消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおおよそ3億枚といわれております。家計の最終支出を占める消費者信用の割合は4分の1にも上っております。このような中、多重債務問題が深刻化してきており、消費者金融から3社以上の借入がある利用者は300万人。200万人以上が3カ月以上にわたって返済が滞っており、個人の自己破産申告件数は2003年のピーク時には約24万件にも達し、最近では14万件にも達しており、過酷な取り立てにより多重債務を苦にして夜逃げや家庭の崩壊、自殺があとを絶たない現状であります。

この深刻な多重債務問題を解決するために、改正貸金業法は、貸金業界等の抵抗もありましたが、2006年12月に成立いたしました。その内容は貸金業の適正化、過剰貸付の抑制、金利体系の適正化、ヤミ金融対策への強化、多重債務問題に対する政府をあげた取組となっております。公布からおおむね3年をめぐりに施行するということになっております。その3年が過ぎようとしておりますので、遅れることなく早期に完全実施を求める意見書であ

ります。全員の皆様の賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 趣旨については反対でなくて賛成ですけれども、ただ、今の提案理由の中にサラ金から借りたとかいろいろありましたけれども、これは借りる側もやはりそこというのは、ある程度きちんと自分で返せる範囲で借りるというのが、それはやはり基本ですよ。それでサラ金というかそういう金融をやられている方が、なぜ存在をするかという部分というのは、結局公的な銀行だとかそういう所ではなかなか貸していただけない。そういう中でサラ金だとかそういう部分が育ってきた 育ってきたというかあったと思うのです。ですから、そのことを規制して、総量規制だとかあるいは3分の1だとかいろいろそれはありますけれども、それはいいのですけれども。ここに書いてある個人及び中小企業者向けのセーフティーネット貸付という言葉がありますけれども、具体的にどういうことを指しているのかちょっとお聞きをいたします。

関 常幸君 今、前段に消費者に対しても、というようなことありましたけれども、やはり2006年からこの間、経済対策というふうなことも含めて相当いろいろな項目では遅れてきております。それで私が調べる中で今そういうセーフティーネットとかそういうものについては、ちょっと勉強不足であるかもわかりませんが、私の資料の中ではそういうのがなかったというふうな感じで、今のような意見書になってきております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第23号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第23号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、発議第24号 緊急経済対策の早期実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

中沢一博君 発議第24号 緊急経済対策の早期実施を求める意見書に関しまして提出者として提案理由を申し上げます。

地方では各議会においても9月議会で平成21年度の第1次補正予算による経済対策ということで編成して、国からの公布施行を備えてきたわけでありまして。ところが政府が平成2

1年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことによりまして、地方議会では予算の減額補正を迫られた。当市も同じであります。ご承知のとおりでございます。

国民の生活現場では大変な影響が出てきております。政府もやっと第2次補正予算も7兆2,000億円でしょうか、骨子は固まりましたけれども、実質、審議をするのは1月からであります。そして執行されるのは春からであります。大事なのは今であります。来年4月までの間、平成21年度の第1次補正予算の執行停止によって生じた約半年間の経済対策の空白を何としても避けなければいけない。1日も早い経済対策早期実現を強く求めるものであります。

そこで一つとしまして中小企業を支援する緊急保証制度の十分な枠の確保、そして景気安定軌道に乗せるための施策の充実に取り組むことであります。また、中小零細企業の心をくみとった法案、中小企業金融円滑法案、すなわち返済猶予法案が先般可決されました。そこで心配されるのは、利用した企業が将来金融機関から不利な扱いを受けることがないようにこれを監視することも求めるわけであります。

二つ。雇用調整助成金制度を維持するための予算確保と緩和であります。また、失業保険が受けられない人の支援策である「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに現場に即した早期実行を求めるものであります。また、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策。そして就職が決まっていない来春の高校、大学の新卒者の対策を、私は国のもとで強く求めたいと思っております。

そして3点目にエコポイントの制度についてでございますけれども、意見書提出後にも継続との意向が示されました。ですけれども、ここで手続の簡素化や、対象品目の拡大などを検討し継続することを求めるものであります。

以上、地方自治体第99条の規定により意見書を提出するものであります。市民現場が大変な状況下の中で1日も早い確実な対策を、実行を求めるものであります。南魚沼市議会全員のご賛同をお願いするものであります。以上であります。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 自分の不勉強を棚に上げて1点確認ということでお伺いするのですが、趣旨は大賛成であります。新聞報道によります国の7兆2,000億円にのぼる緊急経済対策。これは来年1月からの通常国会において審議をされて、実行されるとすれば来年の4月からだというお話ですが、そこら辺の情報といいますかをちょっと教えていただきたい。

中沢一博君 私は今、与党の中に入っているわけではございませんので、一番早く情報がわかるという立場ではございません。ですけれども、マスコミ等でも、また今までの補正予算の7兆2,000億円の内容を見につままして、例えば1次補正のそのまま復活が何と2兆7,000億円もあるのであります。だったらはっきり言って凍結しなくてもよかったわけであります。2兆7,000億円がそのまま復活、この7兆2,000億円の中に復活されています。

そしてこの中に税収が今の景気状況で少なくなっています。それが3兆5,000億円も補

充されています。だから実質的にはこの中に実際、経済対策と求められるのは1兆円しかないということであります。このことを考えたときに私は本当に4月までではなくて、もっと早くするには、本当は凍結を解除すれば今すぐ実行できるのであります。私は自治体の現場も全く同じ意見ではないかなというふうに思っている次第であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第24号 緊急経済対策の早期実施を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第24号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、発議第25号 米戸別所得補償制度に関するモデル事業に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

関 常幸君 発議第25号 米戸別所得補償制度に関するモデル事業に関する意見書の提出について、提案理由を説明いたします。昨日、休会日でありましたので私が所属します生産組合、有限会社ウラコウに午前中行きまして、農地・水・環境向上対策事業の事務を行ってきておりました。その中で私どもの会社は2月に総会でありますので、ほぼ決算等も出てきております。ちょっと資料を持ってこなかったのですが、その中の収入の中で生産調整に関する収入がすごく多いなど。ちょっと忘れたのですけれども、そんなのが非常に目にとまって、さっと目を通してきました。

そしてもう来年の作付けの準備が始まってきております。それで今、現場ではこの次期水田農業政策であります二つのことについて、ほとんどやはり現場から知られていないなど。それはやはり一般的に混乱するのではないかと思いますけれども、情報が早く行くことによれば、前段で言いましたように猫の目農政には慣れっこになっている現場は、もう知恵も本当に強いです、農業者は。早めに情報を出すことが種植えの手当からになるわけでありますので、まずそのところは一番現場では望んでいるのではないかなと。やはり国の現場では、国の農政につばを吹きかければ自分の所に落ちてくるわけでありますので、いくら愚痴とかを言っても解決にならないわけであります。早めに出してもらいたい。そんなことを昨日、現場で感じてまいりました。

それから今のモデル事業につきましては、先の一般質問の中で内容的なものは皆さん十分

熟知しているわけでありますので、やはり前段で言いましたように、これが導入された場合、私どもの生産調整の手法であります6割が対象にならない。私はここ1点にかかってくると思います。そういうふうな収入不足ですね。一方ではそれが作ったときに米価の大暴落になってくるというふうなのも阻止しなくてはいけないわけであります。そういう意味からも財務大臣、農林水産大臣に対して意見書を提出するものであります。全員の皆様の賛同をお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第25号 米戸別所得補償制度に関するモデル事業に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第25号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所掌事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもちまして平成21年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦勞さまでございました。

(午前11時56分)